

### 平成19年分の年末調整のための所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税 率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 ♪	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 ♪ 6,950,000円 ♪	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 ♪ 9,000,000円 ♪	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 ♪ 16,920,000円 ♪	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 課税給与所得金額が16,920,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

### 平成19年分の配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	控 除 額
380,000円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。	
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0円

- (注) 「配偶者控除」を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることができませんので注意してください。

〔参 考〕 住宅借入金等特別控除額の計算

平成19年分の所得税について、年末調整の際に適用を受けることとなる住宅借入金等特別控除の控除額、所得要件及び対象となる家屋の床面積要件は、次のようになります。

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件		
平成11年1月1日から 平成13年6月30日まで	① 1～6年目 $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち5,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高50万円)	3,000万円 以下	50㎡以上		
	② 7～11年目 $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち5,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.75\%$ (最高37万5千円)				
	③ 12～15年目 $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち5,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.5\%$ (最高25万円)				
○ 全期間(10年間) $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち5,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高50万円)					
平成17年1月1日から 平成17年12月31日まで	① 1～8年目 $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち4,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高40万円)	3,000万円 以下	50㎡以上		
	② 9・10年目 $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち4,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.5\%$ (最高20万円)				
平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで	① 1～7年目 $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち3,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高30万円)			3,000万円 以下	50㎡以上
	② 8～10年目 $\left( \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち3,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.5\%$ (最高15万円)				

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。